

下呂市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市教育長から通知がありましたので、公表します。

平成29年3月10日

下呂市監査委員	杉山好巳
下呂市監査委員	中島博隆

平成28年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 位山自然の家の管理委託について	担当課：教育委員会 生涯学習課
指 摘 事 項	措 置 状 況
位山自然の家の施設管理業務は委託され、契約により管理運営業務が受託者において行われています。契約の中で開館期間を定め、仕様で、期間中に施設の利用申し込みがある場合は受け入れることとしており、事実上施設の使用許可は受託者において行われています。しかしながら、業務委託において、使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することができないことから適正を欠きます。 なお、当施設の管理業務が包括的に委託されていることから、事業者の自主的な運営や経営努力によって、施設の設置目的を効果的に達成することが期待できる指定管理者制度の導入について、具体的な検討を進めてください。	(措置済、改善中、未措置) 当施設における受付業務には、施設の使用許可行為が含まれており、委託業務を受託している山之口区によって業務が行われています。本来、使用許可は設置者たる市の権限であることは確かであり、ご指摘いただいた内容について、十分に認識しています。 当施設における今後の運営方針については、指定管理者制度導入に向け具体的な準備を進めており、使用許可行為に係る問題は、改善される見込みです。 現状、指定管理者制度導入までの間の対応としては、施設への予約申し込みがあった場合、空き状況等を確認し、仮予約を受け担当市職員に確認したうえで、予約を受ける体制とするなどの方法で、利用者の利便性を低下させることなく善処したいと考えています。